

新官邸危機管理センターの運用開始について

1. 新官邸危機管理センターの整備

総理大臣新官邸が、本年3月20日迄に完成し、4月30日以降供用を開始。

新官邸の地下に設けられた危機管理センターは、それに先立ち、4月16日に運用を開始。

2. 新危機管理センターの特徴

官邸に求められる危機管理機能を十全に発揮するため、政府の危機管理の中核となる危機管理センターとして、対策本部会議室、対策事務室（オペレーションルーム）、24時間体制で情報収集にあたる情報集約室などを配置。情報通信をはじめとする危機管理のための設備、機器を設置し、万全の危機管理体制をハード面から担保。

また、災害時等においても十分な機能が発揮できるよう、耐震安全性の確保を図るとともに、電気、ガス、水道などの途絶時にも十分な機能を確保。

【危機管理センターの主な特徴】

- 多様な事態、複数事態にも柔軟に対応可能
- 高度な情報収集・分析能力の確保
- 安全性に優れた構造
- 徹底したセキュリティの確保
- 充実したサポート機能 等

3. 発災時の役割

緊急災害対策本部や非常災害対策本部等の開催場所として活用を予定

「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」の整備

(趣旨)

阪神・淡路大震災の貴重な経験や教訓を含む地震災害に関する資料の収集・保存・展示、防災に関する総合的・実践的な能力を有する人材の育成等を行う。

平成14年4月27日 一般公開開始



事業主体：兵庫県	
施設整備事業	施設運営事業
総事業費 約60億円(国庫1/2補助) 平成11年度第2次補正予算 約30億円 (用地費75億円については兵庫県が全額負担)	年間運営費 約5億円(国庫1/2補助) 平成14年度予算 約251百万円
施設の概要 施設の場所 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1丁目 (神戸東部新都心地区「HAT神戸」) 施設の規模 鉄骨造 地下1階、地上7階	延べ床面積 約8,200㎡ 国庫補助対象である第1期工事分に隣接して、アジア防災センターをはじめとする防災関係機関が入居予定の第2期工事分を県単独事業として建設中。(人と防災未来センターとして一体的に整備)



人材育成

(1) 専任研究員の育成

大学院修士課程修了者等を専任研究員として採用し、体系的な研究指導を通じて、大規模災害時に総合的・実戦的な助言などの支援ができる防災対策の専門家として育成する。

<主な研究テーマ>

- ・被災地限定型大規模災害発生時の実戦的な災害対応についての研究
- ・広域複合災害（南海・東南海・東海地震など）における災害対策に関する研究
- ・大規模災害に向けた平時の備えに関する研究
- ・効果的な防災情報発信に関する研究
- ・震災10年の総括に向けた評価、提言に関する研究

(2) 災害対策専門研修の実施

トップマネジメントコース

都道府県知事、市町村長などの、危機管理意識と対応能力の向上を図る。

マネジメントコース

災害対策に関して必要となる知識・技術を体系的に身につける研修を実施し、地方公共団体等の職員を、災害発生時の防災責任者として育成する。

展示

来館者に、阪神・淡路大震災の映像や実物資料・詳細なデータ等により、震災による被害と復興、そこから得られた教訓を伝えるとともに、様々な災害情報を展示し、防災に関する技術やしぐみなどを学べる場を提供する。



1.17シアター

地震発生により崩壊していく阪神・淡路各地域の様子を大型映像により伝えます。

大震災ホール

震災から復旧・復興していくまちの姿をドキュメンタリー映像で伝えます。



スタッフ

・センター長

河田恵昭（京都大学防災研究所
巨大災害研究センター長・教授・兵庫県参与）

・副センター長

深澤良信（国土交通省より）

・センターの活動に携わる上級研究員

支援分野	名前	役職
災害対策行政対応	中林一樹	東京都立大学大学院都市科学研究科教授
応急避難対応	室崎益輝	神戸大学都市安全研究センター教授
救命・救急対応	甲斐達朗	大阪府立千里救命救急センター副所長
二次災害対応	沖村 孝	神戸大学都市安全研究センター教授
資源動員対応	森津秀夫	流通科学大学情報学部教授
情報対応	廣井 脩	東京大学社会情報研究所所長
ボランティア対応	立木茂雄	同志社大学文学部社会学科教授
インフラ対応	小林郁雄	（株）コー・プラン代表取締役
被災者支援対応	林 春男	京都大学防災研究所巨大災害研究センター教授
地域経済対応	林 敏彦	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授

・専任研究員

大学院修士課程修了者等を3～5年程度の任期で採用

定員10名

平成14年度は7名でスタート

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案（抜粋）

（事態対処法制の整備に関する基本方針）

- 第二十一条 政府は、第三条の基本理念にのっとり、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制（以下「事態対処法制」という。）の整備について、次条に定める措置を講ずるものとする。
- 2 事態対処法制は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施が確保されたものでなければならない。
 - 3 政府は、事態対処法制の整備に当たっては、対処措置について、その内容に応じ、安全の確保のために必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 政府は、事態対処法制の整備に当たっては、対処措置及び被害の復旧に関する措置が的確に実施されるよう必要な財政上の措置を講ずるものとする。
 - 5 政府は、事態対処法制の整備に当たっては、武力攻撃事態への対処において国民の協力が得られるよう必要な措置を講ずるものとする。この場合においては、国民が協力をしたことにより受けた損失に関し、必要な財政上の措置を併せて講ずるものとする。
 - 6 政府は、事態対処法制について国民の理解を得るために適切な措置を講ずるものとする。

（事態対処法制の整備）

第二十二条 政府は、事態対処法制の整備に当たっては、次に掲げる措置が適切かつ効果的に実施されるようにするものとする。

一 次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置

イ 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置

ロ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

ハ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

- ニ 輸送及び通信に関する措置
- ホ 国民の生活の安定に関する措置
- ヘ 被害の復旧に関する措置
- 二 武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する行動が円滑かつ効果的に実施されるための次に掲げる措置その他の武力攻撃事態を終結させるための措置（次号に掲げるものを除く。）
 - イ 捕虜の取扱いに関する措置
 - ロ 電波の利用その他通信に関する措置
 - ハ 船舶及び航空機の航行に関する措置
- 三 アメリカ合衆国の軍隊が実施する日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置

（事態対処法制の計画的整備）

第二十三条 政府は、事態対処法制の整備を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 前項の事態対処法制の整備は、その緊要性にかんがみ、この法律の施行の日から二年以内を目標として実施するものとする。

（その他の緊急事態対処のための措置）

第二十四条 政府は、我が国を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、武力攻撃事態以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態への対処を迅速かつ的確に実施するために必要な施策を講ずるものとする。